

訪問看護における労務管理

最終回 「勇気づけワークルール」⑥労働条件やワークルールに関する相談先・相談のしかた

加藤看護師社労士事務所 加藤明子

早いもので、この連載も最終回を迎えました。本稿では、労働条件やワークルールに関する相談先や相談のしかたについて取り上げます。

労働局を活用しよう！

厚生労働省はワークルールや労災保険などを担当する国の機関ですが、中央省庁がすべての業務を行うことはできません。そこで、各都道府県に、出先機関である「労働局」を設置して、具体的な業務は労働局が行っています。

東京労働局を例にあげると、下の図のような部署があります（各都道府県労働局によって、部署や組織図は異なります）。

ワークルールに定められた「援助する義務」に基づき、労働局では情報提供や相談対応など、労働者や使用者に対して様々なサポートを行っています。上手に活用していきましょう。

| 部署名 | 概要 |
|-----------------|--|
| 労働保険徴収部 | 労働保険の加入や廃止、年度更新、保険料の徴収 |
| 雇用環境・均等部 | 働き方・休み方改革に関すること、男女雇用機会均等法、パートタイマーや育児・介護と仕事の両立支援に関する事など |
| 労働基準部 | 産業安全、メンタルヘルスや健康確保、最低賃金、業務や通勤による負傷等の労災保険給付に関する事、事業場に対する監督指導など |
| 職業安定部 | 職業紹介や福祉人材の確保、高齢者・障害者・外国人等の雇用対策、各種助成金に関する事、雇用保険、職業訓練に関する事 |
| 需給調整事業部 | 労働者派遣事業の許可・届出、有料・無料職業紹介事業に関する事 |
| 労働基準監督署 | 解雇、賃金不払い等の労働条件、労災保険、職場の安全衛生、健康管理に関する相談 |
| 公共職業安定署（ハローワーク） | 職業紹介・求人、求職に関する相談、雇用保険、各種助成金、高齢者、障害者、外国人等の雇用管理に関する相談 |

労働時間や賃金の支払い方などについて相談したいときは、労働局の監督課が労働基準監督署に相談できます。また、法律で定められた育児・介護休業や育児・介護と仕事の両立支援制度について知りたいときには、雇用環境・均等部に相談することができます。

このように相談内容に応じて担当部署が異なりますので、注意しましょう。管轄の労働局のHPなどをプリントアウトしておき、担当部署の連絡先一覧などを作っておくと便利です。職員から相談があったときに「管轄の労働局にちょっと相談したら、〇〇という回答を得たわよ」と管理者が迅速に対応する姿は、職員にとっても頼もしく思えることでしょう。

電話で相談するときのポイント

電話で相談する際には、あらかじめ相談内容や相談に関連する情報（労働条件など）をまとめておき、準備しておきましょう。電話相談の記録用のメモ帳をそばにおき、相談日時、相談対応者の名前、回答などを記載できるようにしましょう。

電話を掛けるときには、「訪問看護ステーションの管理者/スタッフとして働いている訪問看護師です」とステーション名や個人名は名乗らなくても結構ですが、どのような立場か、どのような仕事をしているのかが相手にわかると説明担当者も適切な回答を出しやすいです。

電話でなく、労働局の窓口で対面相談もお勧め

窓口で対面相談される際には、相談したい案件に関わる資料も持参しましょう。例えば、相談内容に関わる情報を時系列でメモしたもの、相談内容に応じて必要な資料（労働契約書や賃金台帳、職員名簿、タイムカードなど）を持参しましょう。持ち出す際には、紛失しないように十分ご注意ください。